

千葉県特定建築物指導要綱の一部改正の概要

第1 改正の理由

水質基準に関する省令の一部を改正する省令（令和7年環境省令第19号）による水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省第101号。以下「省令」という。）の改正（令和8年4月1日施行）に伴い、千葉県特定建築物指導要綱（以下「要綱」という。）において引用する省令の表に関して項ずれが生じたため、所要の規定の整理を行った。

第2 改正の内容

要綱において引用する省令の表中の項ずれ修正を行った。

第3 施行期日

令和8年4月1日